

平成23年6月定例会

議案説明資料  
予算に関する説明書

(平成23年度6月補正予算等関係)

病 院 局

平成23年6月定例会議案説明資料目次

病 院 局

【予算関係】

議案番号	件名	課名等	頁
議案第5号	平成23年度鳥取県営病院事業会計補正予算		
	1 補正予算説明資料	(総括表) 総務課	1
	2 資金計画		4
	3 予定貸借対照表		5

【予算関係以外】

(議案)

議案番号	件名	課名等	頁
議案第14号	鳥取県営病院事業の設置等に関する条例の一部改正について	総務課	7
議案第21号	損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について	総務課	9

(報告)

報告番号	件名	課名等	頁
報告第9号	平成22年度鳥取県営病院事業会計予算繰越計算書について	総務課	10

病 院 局 (単位：千円)

区 分		収 入			支 出		
		補正前の額	補正額	計	補正前の額	補正額	計
中央病院	収益的収支	10,742,409	10,580	10,752,989	10,705,837	3,500	10,709,337
	資本的収支	775,254	0	775,254	1,104,126	0	1,104,126
	計	11,517,663	10,580	11,528,243	11,809,963	3,500	11,813,463
厚生病院	収益的収支	6,764,483	8,401	6,772,884	6,988,917	0	6,988,917
	資本的収支	661,336	0	661,336	980,417	0	980,417
	計	7,425,819	8,401	7,434,220	7,969,334	0	7,969,334
病院統括管理費	収益的収支	0	0	0	80,031	0	80,031
	資本的収支	0	0	0	0	0	0
	計	0	0	0	80,031	0	80,031
合 計	収益的収支	17,506,892	18,981	17,525,873	17,774,785	3,500	17,778,285
	資本的収支	1,436,590	0	1,436,590	2,084,543	0	2,084,543
	計	18,943,482	18,981	18,962,463	19,859,328	3,500	19,862,828

## ○説 明

## 【主な補正内容】

## (中央病院)

- ・ 分娩料の引き上げに伴う医業収益の増 +7,080千円  
(入院収益：+7,080千円)

- ・ 医療過誤の和解に係る補正 (3,500千円)

## 1 和解の要旨

県は、損害賠償金3,500,000円を支払うものとする。

## 2 医療過誤の概要

## (1) 医療過誤の発生年月日

平成6年3月24日

## (2) 医療過誤の発生の場所

鳥取県立中央病院

## (3) 医療過誤の内容

鳥取県立中央病院所属の医師が和解の相手方に対し腰椎椎間板ヘルニア治療のための手術を行った際に体内にガーゼを遺残していたものであり、和解の相手方が他病院において平成22年7月29日に手術を受けた際に、この遺残ガーゼが発見され摘出されたものである。

## (厚生病院)

- ・ 分娩料の引き上げに伴う医業収益の増 +8,401千円  
(入院収益：+8,401千円)

中央病院

(単位：千円)

区 分		補正前の額	補正額	計	説 明
収益的収入及び支出	(1款) 病院事業収益	10,742,409	10,580	10,752,989	
	(1項) 医 業 収 益	9,481,446	7,080	9,488,526	(目) 入院収益 7,080 ○分娩料の引き上げに伴う補正
	(3項) 特 別 利 益	2,331	3,500	5,831	(目) その他特別利益 3,500 ○医療過誤の和解に係る補正
	(1款) 病院事業費用	10,705,837	3,500	10,709,337	
	(3項) 特 別 損 失	35,326	3,500	38,826	(目) その他特別損失 3,500 ○医療過誤の和解に係る補正
差 引	36,572	7,080	43,652		

# 厚 生 病 院

(単位：千円)

区 分		補正前の額	補正額	計	説 明				
収益的収入及び支出	(1款) 病院事業収益	6,764,483	8,401	6,772,884					
	(1項) 医業収益	5,973,963	8,401	5,982,364	<table border="1"> <tr> <td>(目) 入院収益</td> <td>8,401</td> </tr> <tr> <td colspan="2">○分娩料の引き上げに伴う補正</td> </tr> </table>	(目) 入院収益	8,401	○分娩料の引き上げに伴う補正	
	(目) 入院収益	8,401							
	○分娩料の引き上げに伴う補正								
(1款) 病院事業費用	6,988,917	0	6,988,917						
差 引	△ 224,434	8,401	△ 216,033						

## 平成23年度鳥取県営病院事業会計資金計画

区 分	既決予定額				補正後予定額				増 減			
	中央病院	厚生病院	病院統括 管理費	計	中央病院	厚生病院	病院統括 管理費	計	中央病院	厚生病院	病院統括 管理費	計
	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
受 入 資 金	13,958,550	8,197,088	86,086	22,241,724	13,969,130	8,205,489	86,086	22,260,705	10,580	8,401	0	18,981
1 事業収益	9,447,098	5,943,947	0	15,391,045	9,457,678	5,952,348	0	15,410,026	10,580	8,401	0	18,981
2 前年度未収金	1,233,349	814,027	0	2,047,376	1,233,349	814,027	0	2,047,376	0	0	0	0
3 企業債	429,200	411,900	0	841,100	429,200	411,900	0	841,100	0	0	0	0
4 固定資産売却金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
5 一般会計からの負担金	346,054	249,436	0	595,490	346,054	249,436	0	595,490	0	0	0	0
6 一般会計からの借入金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
7 一般会計からの長期借入金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
8 一時借入金	0	0	75,972	75,972	0	0	75,972	75,972	0	0	0	0
9 預り金	489,793	330,000	4,059	823,852	489,793	330,000	4,059	823,852	0	0	0	0
10 補助金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
11 消費税及び地方消費税	19,083	6,509	0	25,592	19,083	6,509	0	25,592	0	0	0	0
12 繰越現金預金	1,993,973	441,269	6,055	2,441,297	1,993,973	441,269	6,055	2,441,297	0	0	0	0
支 払 資 金	11,740,704	7,927,300	76,910	19,744,914	11,744,204	7,927,300	76,910	19,748,414	3,500	0	0	3,500
1 事業費用	9,809,473	6,441,612	68,064	16,319,149	9,812,973	6,441,612	68,064	16,322,649	3,500	0	0	3,500
2 前年度未払金	330,144	172,485	4,787	507,416	330,144	172,485	4,787	507,416	0	0	0	0
3 建設改良費	439,286	416,175	0	855,461	439,286	416,175	0	855,461	0	0	0	0
4 企業債償還金	664,840	564,242	0	1,229,082	664,840	564,242	0	1,229,082	0	0	0	0
5 一般会計からの借入金償還金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
6 一時借入金返済金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
7 引当金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
8 消費税及び地方消費税	7,168	2,786	0	9,954	7,168	2,786	0	9,954	0	0	0	0
9 預り金	489,793	330,000	4,059	823,852	489,793	330,000	4,059	823,852	0	0	0	0
差 引	2,217,846	269,788	9,176	2,496,810	2,224,926	278,189	9,176	2,512,291	7,080	8,401	0	15,481

平成23年度鳥取県営病院事業予定貸借対照表（当年度分）

（平成24年3月31日）

資 産 の 部

（単位 千円）

区 分	金 額			備 考		
				中央病院	厚生病院	病院統括管理費
1 固定資産						
(1) 有形固定資産						
イ 土地		1,003,064		557,929	445,135	0
ロ 建物	18,710,586			9,654,124	9,056,462	0
減価償却累計額	7,767,159	10,943,427		5,138,202	2,628,957	0
ハ 構築物	534,329			406,845	127,484	0
減価償却累計額	297,933	236,396		241,692	56,241	0
ニ 機械備品	8,007,595			4,903,461	3,104,134	0
減価償却累計額	2,964,980	5,042,615		1,776,373	1,188,607	0
ホ 車両	54,058			41,888	12,170	0
減価償却累計額	31,413	22,645		23,086	8,327	0
ヘ 建設仮勘定	41,538	41,538		0	27,485	14,053
ト その他有形固定資産		1,350		1,350	0	0
有形固定資産合計			17,291,035	8,386,244	8,890,738	14,053
(2) 無形固定資産						
イ 電話加入権		4,466		1,122	3,344	0
ロ 水道施設利用権		0		0	0	0
ハ その他無形固定資産		6,634		0	6,634	0
無形固定資産合計			11,100	1,122	9,978	0
固定資産合計				17,302,135	8,900,716	14,053
2 流動資産						
(1) 現金預金			2,512,291	2,224,926	278,189	9,176
(2) 未収金			2,100,255	1,276,228	824,027	0
(3) 貯蔵品			97,358	25,000	72,358	0
流動資産合計			4,709,904	3,526,154	1,174,574	9,176
3 繰延勘定						
(1) 控除対象外消費税額			438,617	179,592	258,293	732
繰延勘定合計			438,617	179,592	258,293	732
資産合計			22,450,656	12,093,112	10,333,583	23,961

負債の部							
区分	金額				備考		
					中央病院	厚生病院	病院統括管理費
4 固定負債							
(1) 引当金			432,367		432,367	0	0
固定負債合計				432,367	432,367	0	0
5 流動負債							
(1) 一時借入金			80,031		0	0	80,031
(2) 未払金			569,144		371,502	189,734	7,908
(3) その他流動負債			69,625		44,037	24,320	1,268
流動負債合計				718,800	415,539	214,054	89,207
負債合計				1,151,167	847,906	214,054	89,207
資本の部							
6 資本金							
(1) 自己資本金			16,630,180		10,500,522	6,080,822	48,836
(2) 借入資本金							
イ 企業債		11,349,782			4,550,079	6,799,703	0
ロ 他会計借入金		0			0	0	0
借入資本金合計			11,349,782		4,550,079	6,799,703	0
資本金合計				27,979,962	15,050,601	12,880,525	48,836
7 剰余金							
(1) 資本剰余金							
イ 受贈財産評価額		17,448			7,863	9,585	0
ロ 寄附金		3,149			3,149	0	0
ハ 補助金		1,313,136			1,010,587	302,549	0
ニ 負担金		5,979,571			3,433,756	2,531,085	14,730
資本剰余金合計			7,313,304		4,455,355	2,843,219	14,730
(2) 欠損金							
イ 当年度未処理欠損金		13,993,777			8,260,750	5,604,215	128,812
欠損金合計			13,993,777		8,260,750	5,604,215	128,812
剰余金合計				△ 6,680,473	△ 3,805,395	△ 2,760,996	△ 114,082
資本合計				21,299,489	11,245,206	10,119,529	△ 65,246
負債資本合計				22,450,656	12,093,112	10,333,583	23,961

条 例 名 等	鳥取県営病院事業の設置等に関する条例の一部改正について																		
提 出 理 由	<p>1 提出理由</p> <p>県立病院における分べん料は、平成11年度以来、実質的な改正をしておらず(平成21年1月に産科医療補償制度開始に伴い掛金相当額3万円を引き上げ)、費用と料金に差が生じていることから、改正するものである。</p> <p>なお、健康保険制度のもとで支給される、妊婦の出産費用負担軽減のための出産育児一時金の引き上げ(38万円→42万円)について、当初は平成23年3月までの措置とされていたが、23年4月より引き上げ額が恒久化されており、出産費用は分べん料改正後でも概ね出産育児一時金の範囲内での改定となることから、新たな負担は生じない見込みである。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>※産科医療補償制度：分べんに関連して発症した重度脳性麻痺児に対する補償制度</p> <p>※出産費用：お産の際に妊婦が病院等に支払う一切の経費。分べん料のほか、入院料、室料差額、検査・薬剤料などを含む。なお、出産育児一時金は、この費用を参考として定められている。</p> </div>																		
由 及 び 概 要	<p>2 概要</p> <p>分べん料の額を次のとおり改正する。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="2" rowspan="2">区 分</th> <th colspan="2">金 額</th> </tr> <tr> <th>現 行</th> <th>改正後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3" style="text-align: center;">単胎の場合</td> <td>午前8時30分から同日の午後5時までの間の分べん</td> <td style="text-align: right;">104,900円</td> <td style="text-align: right;">132,500円</td> </tr> <tr> <td>午前5時から同日の午前8時30分までの間及び午後5時から同日の午後10時までの間の分べん</td> <td style="text-align: right;">120,800円</td> <td style="text-align: right;">155,400円</td> </tr> <tr> <td>午後10時から翌日の午前5時までの間の分べん</td> <td style="text-align: right;">136,700円</td> <td style="text-align: right;">178,300円</td> </tr> </tbody> </table> <p>(積算内訳)</p> <p>①医師2名、看護師2名人件費</p> <p>②医療消耗品、減価償却費、光熱水費の実費相当額及び産科医療補償制度掛金</p> <p>※見直しにあたっては、県内公的病院や他県県立病院の状況も勘案するとともに、出産育児一時金制度の動向や妊婦負担にも配慮しながら見直しを実施。</p>			区 分		金 額		現 行	改正後	単胎の場合	午前8時30分から同日の午後5時までの間の分べん	104,900円	132,500円	午前5時から同日の午前8時30分までの間及び午後5時から同日の午後10時までの間の分べん	120,800円	155,400円	午後10時から翌日の午前5時までの間の分べん	136,700円	178,300円
区 分		金 額																	
		現 行	改正後																
単胎の場合	午前8時30分から同日の午後5時までの間の分べん	104,900円	132,500円																
	午前5時から同日の午前8時30分までの間及び午後5時から同日の午後10時までの間の分べん	120,800円	155,400円																
	午後10時から翌日の午前5時までの間の分べん	136,700円	178,300円																
	<p>3 施行期日 平成23年10月1日</p> <p>4 参 考</p> <p>(1) 県内公的病院分べん料(通常分べん・単胎・時間内)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 33%;">鳥取市立病院</td> <td style="width: 33%;">鳥取赤十字病院</td> <td style="width: 33%;">鳥取大学医学部附属病院</td> </tr> <tr> <td style="text-align: right;">95,000円</td> <td style="text-align: right;">142,000円</td> <td style="text-align: right;">180,000円</td> </tr> </table> <p>(2) 中国地方県立病院分べん料</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 33%;">島根県</td> <td style="width: 33%;">広島県</td> <td style="width: 33%;">山口県</td> </tr> <tr> <td style="text-align: right;">195,000円</td> <td style="text-align: right;">210,000円</td> <td style="text-align: right;">138,000円</td> </tr> </table> <p>※岡山県は該当なし。</p> <p>(3) 通常分べん出産費用(平成22年8月厚生労働省調査)</p> <p>全国平均 473,626円</p> <p>本県平均 391,459円(全国一低い水準)</p> <p>県立病院平均 335,650円</p>			鳥取市立病院	鳥取赤十字病院	鳥取大学医学部附属病院	95,000円	142,000円	180,000円	島根県	広島県	山口県	195,000円	210,000円	138,000円				
鳥取市立病院	鳥取赤十字病院	鳥取大学医学部附属病院																	
95,000円	142,000円	180,000円																	
島根県	広島県	山口県																	
195,000円	210,000円	138,000円																	

鳥取県営病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

鳥取県営病院事業の設置等に関する条例（昭和39年鳥取県条例第12号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改正後			改正前		
別表第1（第5条関係）			別表第1（第5条関係）		
1 略			1 略		
2 分べん料			2 分べん料		
	区分	金額		区分	金額
単胎の場合	午前8時30分から同日の午後5時までの間の分べん	<u>132,500円</u>	単胎の場合	午前8時30分から同日の午後5時までの間の分べん	<u>104,900円</u>
	午前5時から同日の午前8時30分までの間及び午後5時から同日の午後10時までの間の分べん	<u>155,400円</u>		午前5時から同日の午前8時30分までの間及び午後5時から同日の午後10時までの間の分べん	<u>120,800円</u>
	午後10時から翌日の午前5時までの間の分べん	<u>178,300円</u>		午後10時から翌日の午前5時までの間の分べん	<u>136,700円</u>
略			略		
3～9 略			3～9 略		
備考 略			備考 略		

附 則

この条例は、平成23年10月1日から施行する。

区 分	損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について
提 出 理 由 及 び 概 要	<p>1 提出理由          法律上県の義務に属する医療過誤による損害賠償について和解し、及び損害賠償の額を定めることについて、地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。</p> <p>2 概 要          (1) 和解の相手方          兵庫県美方郡香美町 個人</p> <p>(2) 和解の要旨          県は、損害賠償金3,500,000円を支払うものとする。</p> <p>(3) 医療過誤の概要          ア 医療過誤の発生日          平成6年3月24日</p> <p>イ 医療過誤の発生の場所          鳥取県立中央病院</p> <p>ウ 医療過誤の内容          鳥取県立中央病院所属の医師が和解の相手方に対し腰椎椎間板ヘルニア治療のための手術を行った際に体内にガーゼを遺残していたものであり、和解の相手方が他病院において平成22年7月29日に手術を受けた際に、この遺残ガーゼが発見され摘出されたものである。</p>

## 平成22年度鳥取県営病院事業会計予算繰越計算書

地方公営企業法第26条第1項の規定による建設改良費の繰越額

款	項	事業名	予算計上額	支払義務発生額	翌年度繰越額	左の財源内訳			不用額	翌年度繰越額に係る繰越を要するたな卸資産の購入限度額	説明
						企業債	国庫補助金	その他			
1 資本的支出	1 建設改良費	本館耐震性向上事業	円 1,532,728,000	円 39,391,086	円 1,418,236,914	円 802,800,000	円 615,435,000	円 1,914	円 75,100,000	円	病床の利用制限を伴う工事であることから、工事施工に不測の日数を要したため。
		医療機器整備事業	円 504,586,000	円 451,511,614	円 21,609,000	円 21,600,000	円	円 9,000	円 31,465,386	円	東日本大震災の発生により、物品の納入に日数を要したため。また、購入の検討に日数を要したため。
計			円 2,037,314,000	円 490,902,700	円 1,439,845,914	円 824,400,000	円 615,435,000	円 10,914	円 106,565,386	円	